

第 3 章	日本国憲法	名前:	日 付	No.03

[問題 1]

次の文は憲法前文である。()内に入れる適語を下の[]から選びなさい。

日本国民は、正当に(①)された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び(②)の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに(③)が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な(④)によるものであって、その(⑤)は国民に由来し、その(⑥)は国民の(⑦)がこれを行行使し、その(⑧)は国民がこれを享受する。

[権力 選挙 正義 生存 政治 戦争 安全 平和 福利 主権 権利 公正 公平 政治家 恐怖 信用 権威 代表者 武力 信託]

[解答欄]

①選挙	②戦争	③主権	④信託
⑤権威	⑥権力	⑦代表者	⑧福利

[解説]

日本国憲法前文は以下の通りである。

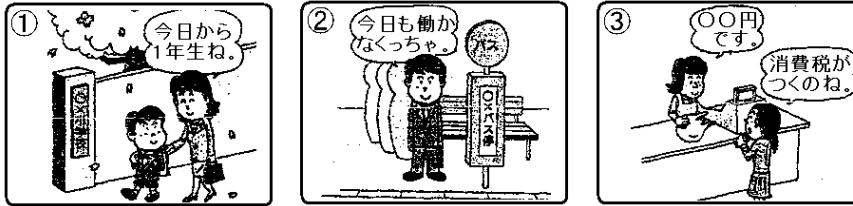
日本国民は、正当に**選挙**された国会における**代表者**を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって**自由**のもたらす恵沢を確保し、**政府**の行為によって再び**戦争の惨禍**が起こることのないようにすることを決意し、ここに**主権**が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な**信託**によるものであって、その**権威**は国民に由来し、その**権力**は国民の**代表者**がこれを行行使し、その**福利**は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われわれは、これに反する一切の**憲法、法令及び詔勅**を排除する。

日本国民は、**恒久の平和**を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、**平和**を愛する諸国民の**公正と信義**に信頼して、われらの**安全と生存**を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、**専制と隷属、圧迫と偏狭**を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく**恐怖と欠乏**から免かれ、**平和のうちに生存する権利**を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを**誓う**。

[問題 2]

次のイラストは憲法で定められた国民の三大義務を示しています。それぞれ答えなさい。



[解答欄]

①子どもに普通教育を受けさせる義務	②勤労の義務	③納税の義務
-------------------	--------	--------

[解 説]

【国民の三大義務】
 ・子どもに普通教育を受けさせる義務
 ・勤労の義務
 ・納税の義務

日本国憲法に定められた国民の三大義務は、**勤労の義務**、**子どもに普通教育を受けさせる義務**、**納税の義務**である。

このうち、**子どもに普通教育を受けさせる義務**、**勤労の義務**の2つは、義務であると同時に**権利**でもある。

[問題 3]

次の条文の①～③にあてはまる語句を下の[]から選べ。

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の(①)の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の(②)又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その(③)の賛成を必要とする。

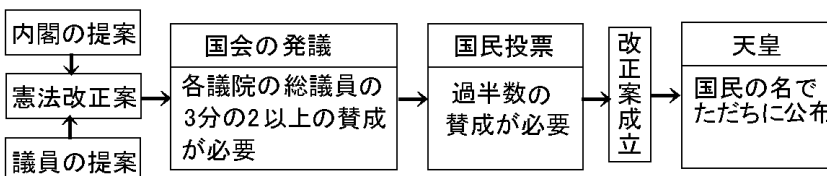
[過半数 3分の2以上 4分の3以上 住民投票 国民投票]

[解答欄]

①3分の2以上	②国民投票	③過半数
---------	-------	------

[解説]

【憲法改正の手続き】



憲法は国の基本法であり最高法規であるので、軽々しく改正すべきではない。憲法の改正に慎重な手続きが定められているのはこのためである。まず、内閣または国会議員が憲法改正案を提案し、衆議院・参議院の各院において、**総議員の3分の2**以上の賛成で国会が**憲法改正を発議する**。次に、憲法改正の可否について、**国民投票**を行い、その**過半数**の賛成が必要である。憲法改正が成立したときは、**天皇**が国民の名で公布する。

[問題 4]

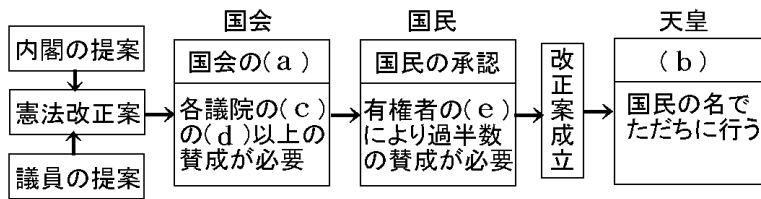
憲法改正のさいに国民が持っている権利は何ですか。

[解答欄]

国民投票

[問題 5]

憲法改正の手続きについての下の図を見て、次の各問いに答えなさい。



(1) 図中の a～e にあてはまる語句を次から選んで答えなさい。

[3 分の 1 3 分の 2 国民審査 国民投票 総議員 出席議員 発議 施行 公布]

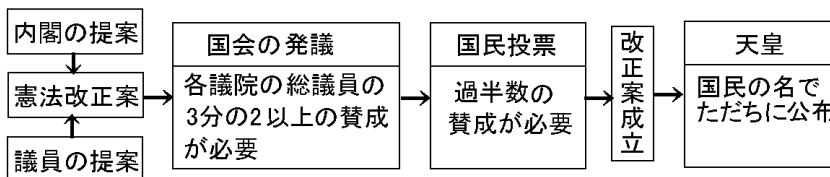
(2) 憲法の改正に慎重な手続きが定められているのはなぜですか。その理由を「最高法規」という語句を使って説明しなさい。

[解答欄]

(1)a 発議	b 公布	c 総議員	d3 分の 2
e 国民投票			
(2) 憲法は国の最高法規であるので、軽々しく改正すべきではないので。			

[解説]

【憲法改正の手続き】



憲法は国の基本法であり最高法規であるので、軽々しく改正すべきではない。憲法の改正に慎重な手続きが定められているのはこのためである。まず、内閣または国会議員が憲法改正案を提案し、衆議院・参議院の各院において、**総議員の 3 分の 2** 以上の賛成で国会が**憲法改正を発議する**。

次に、憲法改正の可否について、**国民投票**を行い、その**過半数**の賛成が必要である。

憲法改正が成立したときは、**天皇**が国民の名で公布する。

[問題 6]

次の各問いに答えよ。

日本国民は、正当に(①)された国会における(②)を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって(③)のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び(④)の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに(⑤)が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、A これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の(⑥)を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを(⑦)。

(1) 文中の①～⑦をうめよ。

(2) 下線部 A は、憲法が国家の最高のきまりだということです。このことを漢字 4 文字で書け。

[解答欄]

(1)①選挙	②代表者	③自由	④戦争
⑤主権	⑥平和	⑦誓う	(2) 最高法規